

## 胃がん検診（エックス線検査）実施要領（個別検診方式）

### （目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、胃がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する胃がん検診（エックス線検査）業務について必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

### （実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

### （検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

### （受診券及び検診票の配布）

第5 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。この時、次の項目を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

- （1）「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
  - （2）精密検査は、胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など
  - （3）精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は丙がその結果を共有すること
  - （4）検診の有効性（胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）などのがん検診の不利益
  - （5）検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
  - （6）胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置すること
- 2 甲は、丙に対し、「胃がん検診票（エックス線検査）（以下「検診票」という。）」と「千葉市胃がん（エックス線検査）精密検査依頼書（以下「精密検査依頼書」という。）」を送付する。

### （検診方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検診を受けるものとする。

2 検査項目は次のとおりとする。

- （1）問診（現症、既往歴、家族歴、検診歴、妊娠の可能性の有無等）

※上記のほか、検査を安全に施行するうえで必要な情報（飲水制限の有無等）についても問診時に収集すること。詳細は「胃がん検診のための胃 X 線検査マニュアル 2025 改訂第 3 版」を参考にする。

- (2) 胃部エックス線検査（直接撮影・デジタル撮影（F P Dを含む）のいずれかとし、前壁二重造影を含む 8 体位以上とし、食道も撮影、二重読影及び必要者に対する比較読影を行う。）
  - (3) 丙は、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たす撮影機器を使用し、甲（乙）に対して、撮影機器の種類を報告する。
  - (4) 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会「胃がん検診のための胃 X 線検査マニュアル 2025 改訂第 3 版」によるものとし、丙は甲に報告する。
  - (5) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（「胃がん検診のための胃 X 線検査マニュアル 2025 改訂第 3 版」を参照）保つとともに、副作用等の事故に注意する。必要により圧迫法を併用する。DR で撮る場合はこれに準ずる撮影体位をとることとする。
  - (6) 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。また、丙は甲からの求めがある場合は、撮影技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。
- 3 受診者への結果通知・説明は、原則として検診受診後 4 週間以内に、丙が行うものとする。

（二重読影・比較読影）

第 7 第 1 読影は丙で行い、第 2 読影は丙の指定する医師または乙がおこなう胃エックス線検査における二重読影の委員会において行うものとする。なお、読影する医師の 1 人は原則として日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする。またそれぞれの読影結果に基づき必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

- 2 丙は甲や乙からの求めがある場合は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医師数もしくは総合認定医数を報告する。

（総合判定）

第 8 判定は丙が問診、胃部エックス線検査の結果を総合的に判断し、検診票の判定欄に記載する。

- 2 総合判定は、一次検診医療機関が責任を持って行う。

（検診結果の管理）

第 9 丙は、胃部エックス線画像及び結果が記入された検診票を少なくとも 5 年間は保存するものとする。

（要精検者の指導）

第 10 丙は、検診の結果、精密検査を必要とする者に対し、「精密検査依頼書」を交付後、精密検査の方法を説明するとともに、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように指導するものとし、治療が必要な者に対しては、速やかに医療機関に受診するよう

指導するものとする。

(検診費用)

第11 丙は、検診費用として、受診者から2,200円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第12 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(システムとしての精度管理)

第13 丙は、精密検査方法および、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、甲から求められた項目の積極的な把握に努める。

2 丙は、撮影や読影向上のための検討会や委員会(乙に雇用されていない胃がん検診専門家を交えた会)を設置する。もしくは甲や乙等が設置した精度管理に関係した研究会や研修等に参加する。

3 甲は乙に、適切な方法および精度管理の下で検診が円滑に実施できるよう、精度管理に関する委員会の開催と運営等を委託し、甲と乙は協力し、検診体制の見直しやプロセス指標に基づく事業評価を行い、精度管理に努める。

4 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙(成人保健担当理事)に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

(事業評価)

第14 丙は、チェックリストやプロセス指標などに基づく自院の事業評価を行うこととする。

2 甲は、丙が事業評価を行うためのプロセス指標値を提供する。

3 丙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や乙から求められた項目を全て報告できるよう努める。

(広報)

第15 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、胃がん検診(エックス線検査)の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第16 この要領に定めるもののほか、胃がん検診(エックス線検査)の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日より施行する。